

国立国語研究所審査委員会規程

令和3年6月28日

国語研規程第89号

(設置)

第1条 人間文化研究機構職員懲戒規程第6条第1項に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）運営会議に、審査案件ごとに審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(趣旨)

第2条 この規程は、国立国語研究所運営会議に置かれる専門委員会規程（以下「専門委員会規程」という。）第6条の規定に基づき、委員会の組織及び運営について定めるものとする。

(職務)

第3条 委員会は研究所に勤務する所長及び研究教育職員の懲戒事由にかかる審査を行う。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし当該者と利害関係があると認める者は、委員となることができない。

- (1) 運営会議委員のうち運営会議議長が指名する研究所内の者 若干名
- (2) 運営会議委員のうち運営会議議長が指名する研究所外の者 若干名
- (3) その他運営会議議長が必要と認める者 若干名

2 前項の委員は、運営会議の議を経て決定する。

3 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(当事者の弁明)

第6条 委員会は、審査の対象となる職員に弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の弁明は、口頭又は書面によって行うものとする。

(審査結果の報告)

第7条 委員会は、当該懲戒事由に係る審査を終了したときは、遅滞なくその結果を、所長を通じ機構長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、管理部総務課が関係各課（室）の協力を得て処理する。

附則

この規則は、令和3年6月28日から施行する。